



認証報告書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 藤江 一正

原紙
押印済

評価対象

申請受付日（受付番号）	平成23年7月5日 (IT認証1359)
認証番号	C0341
認証申請者	富士ゼロックス株式会社
TOEの名称	富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズコントローラソフトウェア
TOEのバージョン	Controller ROM Ver. 1.0.12
PP適合	なし
適合する保証パッケージ	EAL3
開発者	富士ゼロックス株式会社
評価機関の名称	一般社団法人 ITセキュリティセンター 評価部

上記のTOEについての評価は、以下のとおりであることを認証したので報告します。

平成24年3月13日

技術本部
セキュリティセンター 情報セキュリティ認証室
技術管理者 山里 拓己

評価基準等：「ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程」で定める下記の規格に基づいて評価された。

- ① 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア バージョン3.1 リリース3
- ② 情報技術セキュリティ評価のための共通方法 バージョン3.1 リリース3

評価結果：合格

「富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズコントローラソフトウェア」は、独立行政法人情報処理推進機構が定めるITセキュリティ認証申請手続等に関する規程に従い、定められた規格に基づく評価を受け、所定の保証要件を満たした。

目次

1	全体要約	1
1.1	評価対象製品概要	1
1.1.1	保証パッケージ	1
1.1.2	TOEとセキュリティ機能性	1
1.1.2.1	脅威とセキュリティ対策方針	2
1.1.2.2	構成要件と前提条件	2
1.1.3	免責事項	2
1.2	評価の実施	3
1.3	評価の認証	3
2	TOE識別	4
3	セキュリティ方針	5
3.1	セキュリティ機能方針	5
3.1.1	脅威とセキュリティ機能方針	6
3.1.1.1	脅威	6
3.1.1.2	脅威に対するセキュリティ機能方針	6
3.1.2	組織のセキュリティ方針とセキュリティ機能方針	8
3.1.2.1	組織のセキュリティ方針	8
3.1.2.2	組織のセキュリティ方針に対するセキュリティ機能方針	8
4	前提条件と評価範囲の明確化	9
4.1	使用及び環境に関する前提条件	9
4.2	運用環境と構成	9
4.3	運用環境におけるTOE範囲	12
5	アーキテクチャに関する情報	13
5.1	TOE境界とコンポーネント構成	13
5.2	IT環境	14
6	製品添付ドキュメント	15
7	評価機関による評価実施及び結果	16
7.1	評価方法	16
7.2	評価実施概要	16
7.3	製品テスト	17
7.3.1	開発者テスト	17
7.3.2	評価者独立テスト	22
7.3.3	評価者侵入テスト	23
7.4	評価構成について	26
7.5	評価結果	27
7.6	評価者コメント/勧告	27

8	認証実施.....	28
8.1	認証結果.....	28
8.2	注意事項.....	28
9	附属書.....	29
10	セキュリティターゲット.....	29
11	用語.....	30
12	参照.....	33

1 全体要約

この認証報告書は、富士ゼロックス株式会社が開発した「富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズコントローラソフトウェア、バージョン Controller ROM Ver. 1.0.12」(以下「本 TOE」という。)について一般社団法人 IT セキュリティセンター 評価部 (以下「評価機関」という。)が平成 24 年 2 月 15 日に完了した IT セキュリティ評価に対し、その内容の認証結果を申請者である富士ゼロックス株式会社に報告するとともに、本 TOE に関心を持つ調達者や消費者に対しセキュリティ情報を提供するものである。

本認証報告書の読者は、本書の付属書であるセキュリティターゲット (以下「ST」という。)を併読されたい。特に本 TOE のセキュリティ機能要件、保証要件及びその充分性の根拠は、ST において詳述されている。

本認証報告書は、本 TOE を搭載したデジタル複合機を購入する調達者を読者と想定している。本認証報告書は、本 TOE が適合する保証要件に基づいた認証結果を示すものであり、個別の IT 製品そのものを保証するものではないことに留意されたい。

1.1 評価対象製品概要

本 TOE の機能、運用条件の概要を以下に示す。詳細は 2 章以降を参照のこと。

1.1.1 保証パッケージ

本 TOE の保証パッケージは、EAL3 である。

1.1.2 TOE とセキュリティ機能性

本 TOE は、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能等を有するデジタル複合機 (以下「MFD」という。)に搭載される、MFD 全体の制御を行うコントローラソフトウェアある。本 TOE は、富士ゼロックス株式会社製の MFD である、富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズで動作する。

本 TOE は、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能等の MFD の基本機能に加えて、基本機能で扱う文書データやセキュリティに影響する設定データ等を漏えいや改ざんから保護するセキュリティ機能を提供する。

これらのセキュリティ機能性について、その設計方針の妥当性と実装の正確性について保証パッケージの範囲で評価が行われた。本 TOE が想定する脅威及び前提については次項のとおりである。

1.1.2.1 脅威とセキュリティ対策方針

本 TOE は、以下の脅威を想定しており、それに対抗するセキュリティ機能を提供する。

TOE の保護資産である利用者の文書データ及びセキュリティに影響する設定データは、TOE の不正操作、TOE 内の内部ハードディスク装置からの直接読出し、TOE が設置されているネットワーク上の通信データへのアクセスによって、不正に暴露されたり改ざんされたりする脅威がある。

そのため TOE は、TOE の利用者を識別認証し、その利用者が可能な操作だけを許可することで、TOE の不正操作を防止する。また、保護資産を内部ハードディスク装置に格納する際には暗号化を行い、保護資産を削除する際には上書き消去することで、内部ハードディスク装置からの直接読出しを防止する。さらに、ネットワーク通信の際に暗号通信プロトコルを適用することで、通信データの不正な読出しや改ざんを防止する。

1.1.2.2 構成要件と前提条件

評価対象製品は、次のような構成及び前提で運用することを想定する。

本 TOE を搭載した MFD は、一般的な業務オフィスにおいて、ファイアウォールなどで外部ネットワークの脅威から保護された内部ネットワークに接続されて利用されることを想定している。

本 TOE の運用にあたっては、信頼できる管理者を任命し、ガイダンス文書に従って、TOE を搭載した MFD 及び TOE とデータをやり取りするその他の IT 機器を正確に構成設置し、維持管理しなければならない。

1.1.3 免責事項

本 TOE には、以下に示す運用上の条件や、セキュリティ機能を提供しない場合が存在する。

本評価では、カスタマーエンジニア操作制限をはじめとする設定条件が適用された構成だけが TOE として評価されている。従って、「表 7-6 TOE の構成条件」に示す設定を変更した場合、それ以降は本評価による保証の対象外となる。

TOE は、S/MIME 機能を提供していない。(電子メール及びインターネットファクス機能は「表 7-6 TOE の構成条件」に従って使用できないように設定され、本評価対象の構成には含まれていない。)

1.2 評価の実施

認証機関が運営する IT セキュリティ評価・認証制度に基づき、公表文書「IT セキュリティ評価及び認証制度の基本規程」[1]、「IT セキュリティ認証申請手続等に関する規程」[2]、「IT セキュリティ評価機関承認申請手続等に関する規程」[3]に規定された内容に従い、評価機関によって本 TOE に関わる機能要件及び保証要件に基づいて IT セキュリティ評価が実施され、平成 24 年 2 月に完了した。

1.3 評価の認証

認証機関は、評価機関が作成した評価報告書[13]、及び関連する評価証拠資料を検証し、本 TOE の評価が所定の手続きに沿って行われたことを確認した。TOE の評価が CC ([4][5][6]または[7][8][9]) 及び CEM ([10][11]のいずれか) に照らして適切に実施されていることを確認した。認証機関は同報告書に基づき本認証報告書を作成し、認証作業を終了した。

2 TOE識別

本 TOE は、以下のとおり識別される。

TOE名称：	富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズコントローラソフトウェア
バージョン：	Controller ROM Ver. 1.0.12
開発者：	富士ゼロックス株式会社

本 TOE は、MFD である富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズに、オプションの「データセキュリティキット」を搭載した状態の、コントローラソフトウェア部分である。

製品が評価・認証を受けた本 TOE であることを、利用者は以下の方法によって確認することができる。

ガイドンスに記載された手順に従って操作パネルを操作し、画面に表示されたバージョン情報、または、設定値リストのプリント出力に記述されたバージョン情報をガイドンスの当該記載と比較することにより、設置された製品が評価を受けた本 TOE であることを確認する。

オプションの「データセキュリティキット」は、製品に同梱されている「許諾書」と、当該オプションによって使用可能となるハードディスク蓄積データの上書き消去と暗号化機能について、ガイドンスに記載されたとおりの設定が可能であるか否かで、「データセキュリティキット」の有無を確認することができる。

3 セキュリティ方針

本章では、本 TOE がどのような方針あるいは規則のもと、セキュリティ機能を実現しているかを述べる。

TOE は、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能等の MFD 機能を提供しており、利用者の文書データを内部のハードディスク装置に蓄積したり、ネットワークを介して利用者の端末や各種サーバとやりとりしたりする機能を有している。

TOE は、それらの MFD 機能を使用する際に、利用者の識別認証とアクセス制御、ハードディスク装置の蓄積データの暗号化とデータ削除時の上書き消去、暗号通信プロトコルといったセキュリティ機能を適用することで、保護資産である利用者の文書データ及びセキュリティに影響する設定データが、不正に暴露されたり改ざんされたりすることを防止する。また、TOE は、セキュリティ機能に関するログを記録する機能を備えている。

なお、TOE は、使用に関して以下の役割を想定し、役割に応じたアクセス制御機能を提供する。

- 一般利用者

一般利用者は、TOE が提供するコピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能等の利用者である。

- システム管理者（機械管理者+SA）

システム管理者は、TOE のセキュリティ機能の設定や、その他機器設定を行うための、特別な権限を持つ利用者である。システム管理者は、機械管理者と SA(System Administrator)の総称である。機械管理者はすべての管理機能が使用可能であり、SA は一部の管理機能が使用可能である。SA の役割は、利用組織の必要に応じて機械管理者が設定する。

- カスタマーエンジニア

カスタマーエンジニアは、MFD の保守や修理を行うエンジニアである。

また、TOE は、組織のセキュリティ方針により、ファクスで使用する公衆電話網から内部ネットワークにアクセスすることを防止する機構を備えている。

3.1 セキュリティ機能方針

TOE は、3.1.1 に示す脅威に対抗し、3.1.2 に示す組織のセキュリティ方針を満たすセキュリティ機能を具備する。

3.1.1 脅威とセキュリティ機能方針

3.1.1.1 脅威

本 TOE は、表 3-1 に示す脅威を想定し、これに対抗する機能を備える。

表3-1 想定する脅威

識別子	脅威
T.CONSUME	TOEの利用を許可されていない者が、TOEを不正に利用するかもしれない。
T.DATA_SEC	TOEの利用を許可されている利用者が、許可されている権限範囲を超えて、文書データ及びセキュリティ監査ログデータを不正に読み出すかもしれない。
T.CONFDATA	TOEの利用を許可されている一般利用者が、システム管理者のみアクセスが許可されているTOE設定データに対して、不正な読み出しや設定の変更を行うかもしれない。
T.RECOVER	攻撃者が、内部ハードディスク装置を取り出して、内部ハードディスク装置上の利用済み文書データや文書データ、及びセキュリティ監査ログデータを不正に読み出して漏洩するかもしれない。
T.COMM_TAP	攻撃者が、内部ネットワーク上に存在する文書データ、セキュリティ監査ログデータ及びTOE設定データを盗聴や改ざんをするかもしれない。

3.1.1.2 脅威に対するセキュリティ機能方針

本 TOE は、表 3-1 に示す脅威に対し、以下のセキュリティ機能方針で対抗する。

(1) 脅威「T.CONSUME」「T.DATA_SEC」「T.CONFDATA」への対抗

TOE は、「ユーザー認証機能」、「システム管理者セキュリティ管理機能」、「カスタマーエンジニア操作制限機能」及び「セキュリティ監査ログ機能」で対抗する。

「ユーザー認証機能」は、識別認証の成功した利用者だけに TOE の利用を許可する。また、識別認証された利用者が、親展ボックスや文書データを操作する際には、当該利用者に許可された操作だけが実行できる。

「システム管理者セキュリティ管理機能」は、セキュリティ機能に関する設定データの参照と設定変更及びセキュリティ機能の有効/無効の設定変更を、識別認証された管理者だけに許可する。

「カスタマーエンジニア操作制限機能」は、カスタマーエンジニアの操作制限の有効/無効を制御する設定データについて、その参照と設定変更を識別認証された管理者だけに許可する。

「セキュリティ監査ログ機能」は、利用者のログイン/ログアウト、ジョブ終了、設定変更等の監査ログを取得し、その読出しを識別認証された管理者だけに許可する。これにより、利用者へのなりすましなどの不正操作を検出できる。なお、監査ログを格納する領域が満杯になった時は、最も古い監査ログに上書きして記録される。

以上により、TOE の正当な利用者に対して利用者毎の権限範囲で許可された操作だけが実行可能であり、TOE の不正な利用や保護資産の不正アクセスが防止される。

(2) 脅威「T.RECOVER」への対抗

TOE は、「ハードディスク蓄積データ上書き消去機能」と「ハードディスク蓄積データ暗号化機能」で対抗する。

「ハードディスク蓄積データ暗号化機能」は、コピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ネットワークスキャン機能、ファクス機能及びダイレクトファクス機能といった MFD 基本機能の動作時に、文書データを内部ハードディスク装置に蓄積する際に、文書データの暗号化を行う。また、セキュリティ監査ログ機能で生成した監査ログデータを内部ハードディスク装置に蓄積する際に、監査ログデータの暗号化を行う。

「ハードディスク蓄積データ上書き消去機能」は、各 MFD 基本機能のジョブの完了後に、内部ハードディスク装置の文書データ領域の利用済み文書データを上書きにより消去する。

以上により、ハードディスク装置に蓄積された文書データは暗号化によって不正な読出しが防止され、利用済み文書データは上書き消去によって再生や復元が不可能になる。

(3) 脅威「T.COMM_TAP」への対抗

TOE は、「内部ネットワークデータ保護機能」で対抗する。

「内部ネットワークデータ保護機能」は、TOE と利用者端末（以下、「クライアント」という。）や各種サーバとの通信時に、暗号通信プロトコルを適用する。対応している暗号通信プロトコルは、SSL/TLS (SSL 3.0、TLS 1.0、TLS 1.2)、IPsec、SNMPv3 である。

これにより、内部ネットワークでやり取りされる文書データ、セキュリティ監査ログデータ及び TOE 設定データは、暗号通信プロトコルが適用され、盗聴や改ざんが防止される。

3.1.2 組織のセキュリティ方針とセキュリティ機能方針

3.1.2.1 組織のセキュリティ方針

本 TOE の利用に当たって要求される組織のセキュリティ方針を表 3-2 に示す。

表3-2 組織のセキュリティ方針

識別子	組織のセキュリティ方針
P.FAX_OPT	在日米軍の要請により、公衆電話回線網から内部ネットワークへのアクセスができないことを保証しなければならない。

3.1.2.2 組織のセキュリティ方針に対するセキュリティ機能方針

TOE は、表 3-2 に示す組織のセキュリティ方針を満たす機能を具備する。

(1) 組織のセキュリティ方針「P.FAX_OPT」への対応

TOE の「ファクスフローセキュリティ機能」は、指定されたファクスモデムからのみファクスデータを受信し、そのデータをファクス機能以外へ渡さない構造により、公衆回線網から受信したデータを、いかなる場合においても内部ネットワークへの送信に受け渡さない。

これにより、公衆電話回線網から内部ネットワークへのアクセスができないことを保証する。

4 前提条件と評価範囲の明確化

本章では、想定する読者が本 TOE の利用の判断に有用な情報として、本 TOE を運用するための前提条件及び運用環境について記述する。

4.1 使用及び環境に関する前提条件

本 TOE を運用する際の前提条件を表 4-1 に示す。これらの前提条件が満たされない場合、本 TOE のセキュリティ機能が有効に動作することは保証されない。

表4-1 前提条件

識別子	前提条件
A.ADMIN	システム管理者は、TOEセキュリティ機能に関する必要な知識を持ち、課せられた役割に従い、悪意をもった不正を行わないものとする。
A.SECMODE	システム管理者はTOEを運用するにあたり、組織のセキュリティポリシー及び製品のガイダンス文書に従ってTOEを正確に構成設置し、TOEとその外部環境の維持管理を遂行するものとする。

4.2 運用環境と構成

本 TOE を搭載した MFD は、一般的な業務オフィスにおいて、ファイアウォールなどで外部ネットワークの脅威から保護された内部ネットワークに接続され、さらにファクスボードを介して公衆電話回線網に接続されて利用されることを想定している。本 TOE の一般的な運用環境を図 4-1 に示す。

内部ネットワークには、FTP サーバ、SMB サーバといったサーバコンピュータ、及び一般利用者用のクライアント、システム管理者用のクライアントが接続され、TOE と文書データ等の通信を行う。

TOE の利用者は、MFD の操作パネル、内部ネットワークに接続された一般利用者クライアント、システム管理者クライアントを操作して、TOE を使用する。一般利用者クライアントは、USB を経由して TOE を操作することもできる。

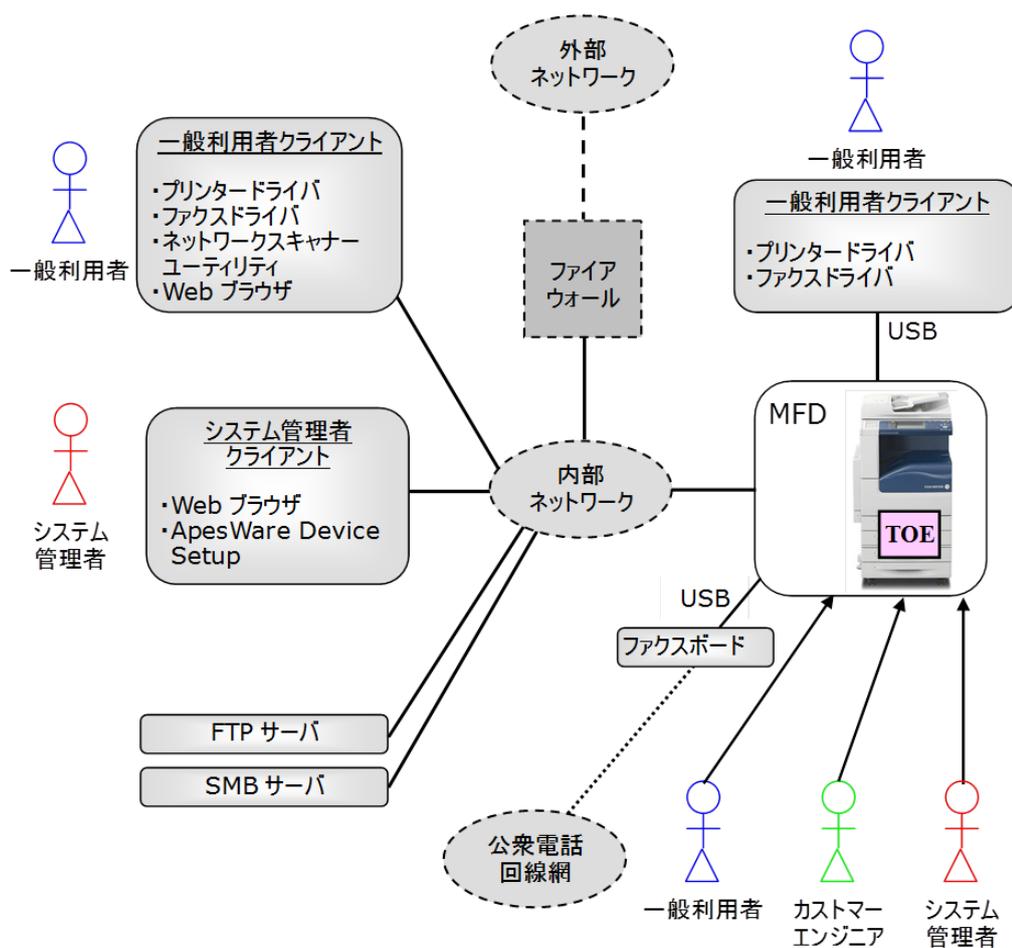


図 4-1 TOE の運用環境

TOEの運用環境の構成品について以下に示す。

(1) MFD

TOEが搭載されるデジタル複合機である。本TOEを搭載可能なMFDは、以下の機種である。

- ・富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズ

機種の中には、MFDの基本機能の内、スキャナー機能やファクス機能が標準装備されておらず、オプションとして提供されているものが存在する。本評価では、スキャナー機能やファクス機能が標準装備されている機種、スキャナー機能やファクス機能が装備されていない機種、及びその機種にオプションのスキャナー機能やファクス機能を追加した構成の、すべてが評価対象構成である。

(2) ファクスボード

MFDにファクス機能が搭載されていても、MFDとUSBで接続するファクスボードは別売りである。ファクス機能を使用したい利用者は、ファクス機能が搭載されているMFD機種を選択すると共に、指定されたファクスボードを別途購入する必要がある。

(3) 一般利用者クライアント

一般利用者が使用する汎用のパソコンであり、USBポート、または内部ネットワークを介してTOEと接続する。以下のソフトウェアが必要である。

- ・ OSは、Windows XP、Windows Vista、Windows 7のいずれか。
- ・ プリンタードライバ、ファクスドライバ

内部ネットワーク接続の場合には、上記に加えて、以下のソフトウェアが必要である。

- ・ Webブラウザ(OS附属のもの)
- ・ ネットワークスキャナーユーティリティ

(4) システム管理者クライアント

システム管理者が使用する汎用のパソコンであり、内部ネットワークを介してTOEと接続する。以下のソフトウェアが必要である。

- ・ OSは、Windows XP、Windows Vista、Windows 7のいずれか。
- ・ Webブラウザ(OS附属のもの)
- ・ ApeosWare Device Setup

(5) FTPサーバ、SMBサーバ

TOEは、FTPサーバ、SMBサーバと文書データをやり取りする基本機能を持つため、これらのMFDの基本機能を利用する際に、必要に応じてこれらのサーバを設置する。

なお、本構成に示されているTOE以外のソフトウェアやハードウェアの信頼性は本評価の範囲ではない。

4.3 運用環境におけるTOE範囲

本TOEの評価されたセキュリティ機能には、以下の制約条件がある。これらの禁止された機能を使用した場合、文書データが漏えいするなどの問題が発生する恐れがある。これらへ対抗するためには、ガイダンスに従ってTOEやIT環境を正しく設定することが必要であり、それらは運用者の責任となる。

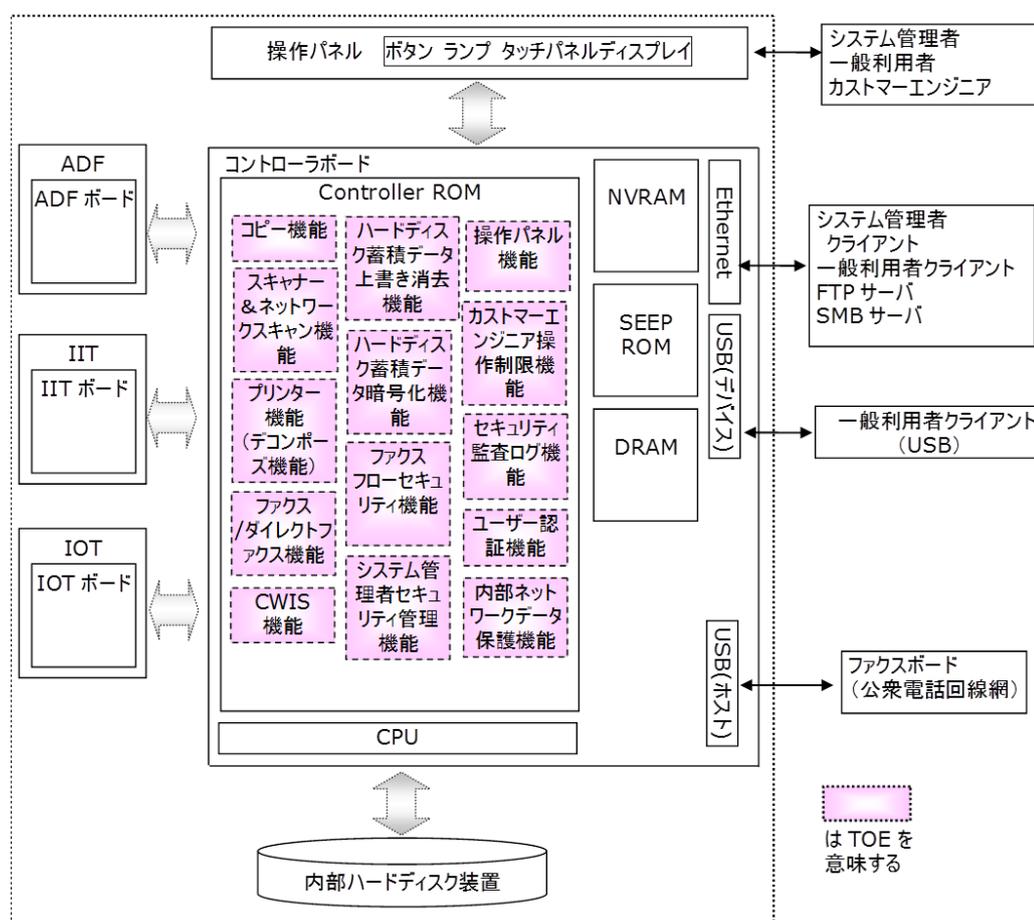
- ① TOE のプリンター機能には、TOE が一般利用者クライアントから受信した印刷データを、一旦、内部ハードディスク装置に蓄積して操作パネルから印刷指示をした時点で印刷を行う「蓄積プリント」と、受信すると即時に印刷する「通常プリント」がある。本評価では、「蓄積プリント」だけが評価の対象であり、「通常プリント」は評価の対象外である。本評価の対象となる設定がされたTOEでは、一般利用者クライアントから「通常プリント」を実行しても、TOEにおいて必ず自動的に「蓄積プリント」を実行する。
- ② TOE は、S/MIME 機能は提供していない。(S/MIME 機能は、E メール及びインターネットファクス機能で使用される。DocuCentre-IV シリーズでは、電子メール及びインターネットファクス機能は提供されているが、使用できないように設定され、本評価対象の構成には含まれていない。)

5 アーキテクチャに関する情報

本章では、本 TOE の範囲と主要な構成を説明する。

5.1 TOE境界とコンポーネント構成

図 5-1 に、TOE を搭載した MFD の構成を、MFD 以外の IT 環境と共に示す。図 5-1 で、MFD は、コントローラボード、操作パネル、内部ハードディスク装置、ADF、IIT、IOT の部分である。その中で TOE は、コントローラボードの Controller ROM に格納された、各種機能を実現するソフトウェア部分である。MFD のハードウェアやファクスボード等は、TOE の範囲ではない。



TOE は、3 章で説明したセキュリティ機能と、それ以外の MFD の基本機能で構成される。MFD の基本機能については、11 章の用語説明を参照。

TOE のセキュリティ機能は、利用者が MFD の基本機能を使用する際に適用される。以下、セキュリティ機能と MFD の基本機能の関係について説明する。

- ① 利用者が、MFD の基本機能、システム管理者セキュリティ管理機能、セキュリティ監査ログ機能の中の監査ログを参照する機能を使用する際には、ユーザー認証機能が適用され、識別認証された利用者はその役割に応じた操作を許可される。識別認証された利用者には、その役割に応じたメニューが表示され、MFD の基本機能、システム管理者セキュリティ管理機能、セキュリティ監査ログ機能が使用できる。利用者の操作入力は、権限に照らし合わせて許可／不許可が判断され、実行される。また、これらの機能を使用する際に、セキュリティ監査ログ機能によって、監査ログが生成される。
- ② ①の利用時に、内部ハードディスク装置に格納される文書データ及び監査ログに対しては、ハードディスク蓄積データ暗号化機能が適用され、文書データを削除する際には、ハードディスク蓄積データ上書き消去機能が適用される。これらの処理は、利用者が意識して蓄積や削除した文書データだけでなく、コピー機能等の処理の都合で利用者が意識することなく一時的にハードディスク装置に蓄積された文書データも対象となる。
- ③ ①の利用時に、TOE を搭載した MFD と、その他の IT 機器が内部ネットワークを経由して通信する場合には、内部ネットワークデータ保護機能が適用される。また、ファクスに対しては、ファクスフローセキュリティ機能が適用される。

5.2 IT環境

TOE は、Controller ROM に格納され、Controller ROM が実装されたコントローラボードが MFD に搭載されて動作する。

MFD と内部ネットワークで接続する各種サーバや各種クライアントは、暗号通信プロトコル IPsec を使用して通信を行う。さらに、クライアントに搭載される Web ブラウザに対しては SSL/TLS、ネットワーク管理には SNMPv3 を使用する。

6 製品添付ドキュメント

本 TOE に添付されるドキュメントの識別を以下に示す。TOE の利用者は、前提条件を満たすため下記ドキュメントの十分な理解と遵守が要求される。

- DocuCentre-IV C2263 管理者ガイド (ME5462J1-1)
- DocuCentre-IV C2263 ユーザーズガイド (ME5461J1-1)
- DocuCentre-IV C2263 セキュリティ機能補足ガイド (ME5617J1-1)

7 評価機関による評価実施及び結果

7.1 評価方法

評価は、CC パート 3 の保証要件について、CEM に規定された評価方法を用いて行われた。評価作業の詳細は、評価報告書において報告された。評価報告書では、本 TOE の概要と、CEM のワークユニットごとの評価内容及び判断結果を説明する。

7.2 評価実施概要

以下、評価報告書による評価実施の履歴を示す。

評価は、平成 23 年 7 月に始まり、平成 24 年 2 月評価報告書の完成をもって完了した。評価機関は、開発者から評価に要する評価用提供物件一式の提供を受け、一連の評価における証拠を調査した。また、平成 23 年 11 月に開発・製造現場へ赴き、記録及びスタッフへのヒアリングにより、構成管理・配付・開発セキュリティの各ワークユニットに関するプロセスの施行状況の調査を行った。一部の開発・製造サイトについては、現地訪問は省略され、過去の認証案件での評価内容の再利用が可能であると、評価機関によって判断されている。また、平成 23 年 12 月に開発者サイトで開発者のテスト環境を使用し、開発者テストのサンプリングチェック及び評価者テストを実施した。

7.3 製品テスト

評価者は、開発者の実施したテストの正当性を確認し、評価の過程で示された証拠と開発者のテストを検証した結果から、必要と判断された再現・追加テスト及び脆弱性評価に基づく侵入テストを実行した。

7.3.1 開発者テスト

評価者は、開発者が実施した開発者テストの完全性と実際のテスト結果の証拠資料を評価した。評価者が評価した開発者テストの内容を以下に説明する。

1) 開発者テスト環境

開発者が実施したテストの構成を図 7-1 に示す。

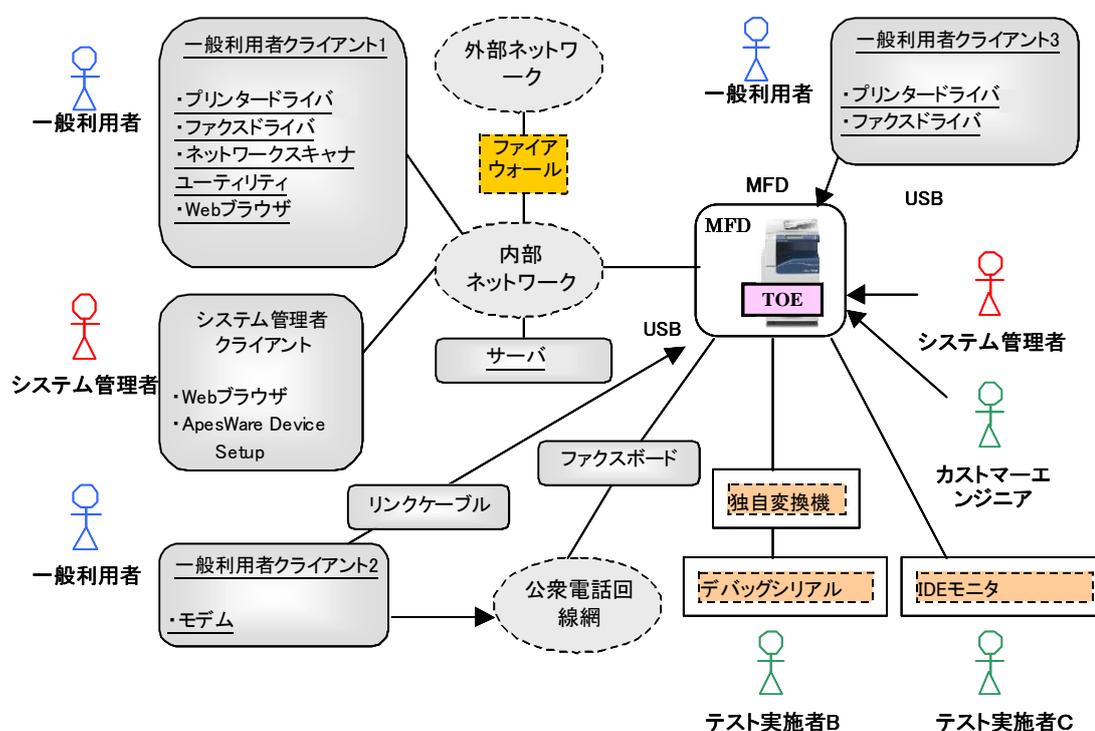


図7-1 開発者テストの構成図

評価の対象となった TOE は、2 章の TOE 識別と同一の TOE である。

テストに使用した MFD は、DocuCentre-IV C2263 である。他機種は、TOE は同一でセキュリティ機能の振る舞いに違いはなく、1 機種によるテストで十分であることが評価者によって評価されている。

TOE を搭載した MFD 以外の構成要素を表 7-1 に示す。

表7-1 開発者テストの構成要素

名称	詳細
サーバ	本テストでは使用していない <ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows Server 2008 Service Pack 2 • Wireshark Version 1.4.6 • Xmail Version 1.27
システム管理者クライアント	システム管理者クライアントとして使用
システム管理者クライアント(1)	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows 7 Professional • Microsoft Internet Explorer 8 • ApeosWare Device Setup Version 1.2.0 • Wireshark Version 1.4.6
システム管理者クライアント(2)	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows XP Professional Service Pack 3 • Microsoft Internet Explorer 6 • ApeosWare Device Setup Version 1.2.0
システム管理者クライアント(3)	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows VISTA Business Service Pack 2 • Microsoft Internet Explorer 7 • ApeosWare Device Setup Version 1.2.0 • Microsoft Windows メール
一般利用者クライアント1	一般利用者クライアント（内部ネットワーク経由の接続）及びSMBサーバとして使用 <ul style="list-style-type: none"> • SMBサーバ（OS標準搭載ソフトウェア）
一般利用者クライアント1(1)	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows 7 Professional • Microsoft Internet Explorer 8 • ネットワークスキャナーユーティリティ Version 1.9.0 • ART EX Print Driver Version 6.5.0 • ART EX Direct FAX Driver Version 2.7.0 • Wireshark Version 1.4.6
一般利用者クライアント1(2)	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows XP Professional Service Pack 3 • Microsoft Internet Explorer 6 • ネットワークスキャナーユーティリティ Version 1.9.0 • ART EX Print Driver Version 6.5.0 • ART EX Direct FAX Driver Version 2.7.0
一般利用者クライアント1(3)	<ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows VISTA Business Service Pack 2 • Microsoft Internet Explorer 7 • Microsoft Windows メール • ネットワークスキャナーユーティリティ Version 1.9.0 • ART EX Print Driver Version 6.5.0 • ART EX Direct FAX Driver Version 2.7.0 • Wireshark Version 1.4.6

名称	詳細
一般利用者クライアント2	ファクス送受信と、MFDのファクス接続用USBポートが他用途に使用できないことの確認に使用。パソコンのモデムポートを公衆電話回線網に接続。パソコンのUSBポートを、リンクケーブル（USBケーブル）を介してMFDのファクスボード用USBポートに接続 <ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows XP Professional Service Pack 3 • Microsoft Internet Explorer 6 • ネットワークスキャナーユーティリティ Version 1.9.0 • ART EX Print Driver Version 6.5.0 • ART EX Direct FAX Driver Version 2.7.0
一般利用者クライアント3	一般利用者クライアント（プリンター用のUSBポート経由の接続）として使用 <ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows XP Professional Service Pack 3 • Microsoft Internet Explorer 6 • ネットワークスキャナーユーティリティ Version 1.9.0 • ART EX Print Driver Version Version 6.5.0 • ART EX Direct FAX Driver Version 2.7.0
IDEモニタ（パソコン+専用機器）	内部ハードディスク装置の接続されたIDEバスを流れるデータをモニタするツール。Windows XP搭載パソコンにIDEバスから直接モニタできる専用機器(Catalyst Enterprises社)を接続し、専用ソフトウェア(Serial ATA Analyzer)を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows XP • Serial ATA Analyzer Version 1.984.0401
デバッグシリアル	MFDのデバッグ用端末。システム管理者クライアント用パソコンのシリアルポートを、富士ゼロックス製の独自の変換基盤を経由して、MFDのデバッグ用の端末ポートと接続 <ul style="list-style-type: none"> • Microsoft Windows 7 Professional • TeraTerm Pro Version 2.3
独自変換機	MFDとデバッグシリアルを接続するための開発用機材
内部ネットワーク	スイッチングハブを使用
公衆電話回線網	公衆電話回線網の代替として疑似交換機(ハウ社)を使用。
ファクスボード	富士ゼロックス製のMFDのオプション。 <ul style="list-style-type: none"> • Fax ROM Version 1.1.11
リンクケーブル	MFDと一般利用者クライアント2をUSB接続するケーブル

外部ネットワークとファイアウォールは、テスト内容に影響しないため、使用しない。FTP 通信機能については別途独立して確認がされ動作に問題がないことを、評価者が評価している。

開発者テストは本 ST において識別されている TOE 構成と同等の TOE テスト環境で実施されている。

2) 開発者テスト概説

開発者テストの概説は以下のとおりである。

a. テスト概要

開発者テストの概要は、以下のとおりである。

<開発者テスト手法>

- ① MFD の操作パネル、システム管理者クライアント、一般利用者クライアントから MFD の基本機能やセキュリティ管理機能を操作して、その結果の MFD のふるまい、パネル表示、監査ログ内容を確認する。
- ② ハードディスク蓄積データ上書き消去機能の確認のために、テスト用ツールである IDE モニタを使用して、内部ハードディスク装置へ書き込まれるデータと、書き込み後の内部ハードディスク装置の内容を読み出して観測する。
- ③ ハードディスク蓄積データ暗号化機能の確認のために、デバッグ用のシリアルポートを使用して、内部ハードディスク装置に格納された文書等を直接参照し、暗号化されていることを観測する。また、暗号化された内部ハードディスク装置を、暗号鍵の異なる MFD の内部ハードディスク装置と入れ替えても、操作パネルにエラーが表示され、使用できないことを確認する。
- ④ ハードディスク蓄積データ暗号化機能の確認のために、生成された暗号鍵と暗号化されたデータを、指定されたアルゴリズムによって算出された既知のデータと比較し、仕様どおりの暗号鍵生成アルゴリズムと暗号アルゴリズムであることを確認する。
- ⑤ IPSec 等の暗号通信プロトコル機能の確認のために、後述するテストツールを使用して、仕様通りの暗号通信プロトコルが適用されていることを観測する。
- ⑥ 一般利用者クライアント 2 を公衆電話回線網経由で接続し、MFD とのファクス送受信に使用する。また、ファクスフローセキュリティ機能の確認のために、一般利用者クライアント 2 から公衆電話回線網を経由して TOE にダイアルアップ接続ができないことを観測する。さらに、一般利用者クライアント 2 からファクスボード接続用の USB ポートに直接接続しても、TOE の操作ができないことを観測する。

<開発者テストツール>

開発者テストにおいて利用したツールを表 7-2 に示す。

表7-2 開発テストツール

ツール名称	概要・利用目的
IDEモニタ(パソコン+専用機器) ※構成は表7-1参照	MFD内の内部ハードディスク装置接続用のIDEバスのデータをモニタし、内部ハードディスク装置に書き込まれるデータを観測する。また、内部ハードディスク装置に書き込まれたデータを読み出す。
プロトコルアナライザ (Wireshark Version 1.4.6)	内部ネットワーク上の通信データをモニタし、暗号通信プロトコルが、仕様通りにIPsec、SSL/TLS、SNMPv3であることを確認する。
デバッグシリアル (MFDのデバッグ用パソコン)	内部ハードディスク装置に書き込まれたデータを読み出して、その内容を確認する。
独自変換機	コントローラボードの出力コネクタとデバッグシリアル(デバッグ用パソコン)を接続するための独自の変換機。

<開発者テストの実施内容>

各種インタフェースより、MFDの基本機能とセキュリティ管理機能进行操作し、様々な入力パラメタに対して、適用されるセキュリティ機能が仕様通りに動作することを確認した。

また、MFD本体の電源OFFによる上書き消去処理の中断と電源ONによる再開などのエラー時に関するふるまい、ファクスからの内部ネットワークへのアクセス防止が、仕様通りに動作することを確認した。

b. 開発者テストの実施範囲

開発者テストは開発者によって48項目実施された。

カバレッジ分析によって、機能仕様に記述されたすべてのセキュリティ機能と外部インタフェースが十分にテストされたことが検証された。深さ分析によって、TOE設計に記述されたすべてのサブシステムとサブシステムインタフェースが十分にテストされたことが検証された。

c. 結果

評価者は、開発者テストの実施方法、実施項目の正当性を確認し、テスト計画書に示された実施方法と実際の実施方法が一致することを確認した。評価者は、開発者が期待したテスト結果と開発者によって実施されたテスト結果が一致していることを確認した。

7.3.2 評価者独立テスト

評価者は、開発者テストから抽出したテスト項目を使用して製品のセキュリティ機能が実行されることを再確認するサンプルテストを実施するとともに、評価の過程で示された証拠から、製品のセキュリティ機能が確実に実行されることをより確信するための独立テスト（以下「独立テスト」という。）を実施した。評価者が実施した独立テストを以下に説明する。

1) 独立テスト環境

評価者が実施した独立テストの構成を図 7-2 に示す。評価者が実施した独立テストの構成は、開発者テストと同等の構成である。

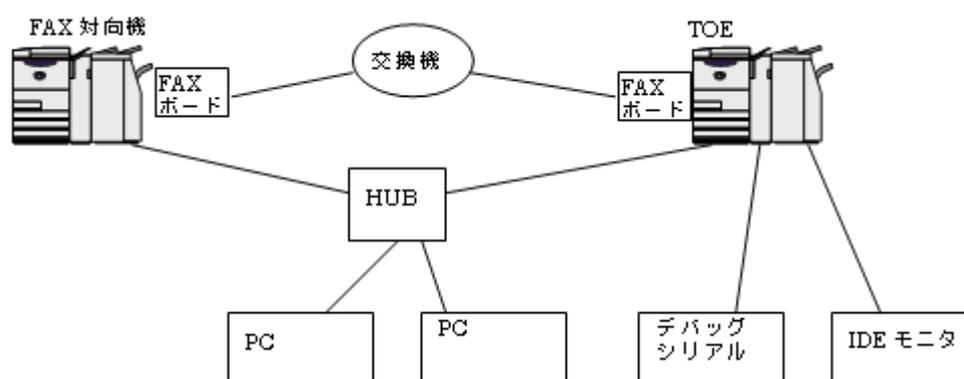


図7-2 独立テストの構成図

評価の対象とした TOE 及び TOE を搭載する MFD は、開発者テストと同一である。評価者は、TOE の機能は MFD 機種に依存せず、DocuCentre-IV C2263 をテストすることで、TOE のすべての機能を確認することができると判断している。

FAX 対向機には、評価対象とは別機種の ApeosPort-IV 7080(G4 対応モデル)を使用した。評価者は、ファクスの通信相手の違いは、TOE のセキュリティ機能に影響ないと判断している。

独立テストは、本 ST において識別されている TOE の構成と同一の環境で実施された。

2) 独立テスト概説

評価者の実施した独立テストは以下のとおりである。

a. 独立テストの観点

評価者が、開発者テスト及び提供された評価証拠資料から考案した独立テストの観点を以下に示す。

<独立テストの観点>

- ① 開発者テストにおいて、セキュリティ機能のふるまいについて厳密なテストが実施されていないインタフェースが存在するため、テストされていないパラメタのふるまいを確認する。

b. 独立テスト概要

評価者が実施した独立テストの概要は以下のとおりである。

<独立テスト手法>

開発者テストと同じ手法を使用して、同じテスト及び入力パラメタを変更したテストを実施する。

<独立テストツール>

開発者テストと同じツールを用いた。

<独立テストの実施内容>

独立テストの観点とそれに対応したテスト内容を表 7-3 に示す。

表7-3 実施した独立テスト

観点	テスト概要
観点①	パスワード変更や入力時の長さ制限の限界値のふるまいが、仕様どおりであることを確認する。
観点①	システム管理者の親展ボックスに対するアクセス制御が、仕様どおりであることを確認する。
観点①	アカウントロック状態の判定や、複数の利用者アカウントのロック状態の管理が、仕様どおりであることを確認する。

c. 結果

評価者が実施したすべての独立テストは正しく完了し、評価者は TOE のふるまいを確認した。評価者は、すべてのテスト結果と期待されるふるまいが一致していることを確認した。

7.3.3 評価者侵入テスト

評価者は、評価の過程で示された証拠から、想定される使用環境と攻撃レベルにおいて懸念される脆弱性となる可能性があるものについて、必要と思われる評価者侵入テスト（以下「侵入テスト」という。）を考案し実施した。評価者が実施した侵入テストを以下に説明する。

1) 侵入テスト概説

評価者が実施した侵入テストの概説は以下のとおりである。

a. 懸念される脆弱性

評価者は、提供された証拠資料や公知の情報より、潜在的な脆弱性を探索し、侵入テストを必要とする以下の脆弱性を識別した。

- ① 公知の脆弱性情報であるネットワークサービスの不正利用、Web の各種脆弱性、SSL 通信時に安全でない暗号が選択される可能性について、本 TOE にも該当する懸念がある。
- ② 操作パネル等の Web 以外のインタフェースについても、制限値を超えた長さの入力や、想定外の文字コード入力に対して、TOE が予期しない動作をする懸念がある。
- ③ 証拠資料に対する脆弱性分析より、USB ポートによる不正アクセスの懸念がある。
- ④ 証拠資料に対する脆弱性分析より、設定データが格納された NVRAM、SEEPROM が初期化された場合、セキュリティ機能が無効化される懸念がある。
- ⑤ 証拠資料に対する脆弱性分析より、親展ボックスの文書に対して、複数の利用者のアクセスが競合した場合に、保護資産である文書の不整合が生じる懸念がある。
- ⑥ 初期化処理中の不正アクセスや、MFD のシステムクロックの電池切れによってセキュリティ機能が誤った動作を行う恐れがある。

b. 侵入テストの概要

評価者は、潜在的な脆弱性が悪用される可能性を決定するために、以下の侵入テストを実施した。

<侵入テスト環境>

図 7-2 の評価者独立テスト環境と同じ環境で実施した。ただし、侵入テスト用のツールを搭載したパソコンを追加して使用した。使用したツールの詳細を表 7-4 に示す。

表7-4 侵入テスト用のツール

名称	概要・利用目的
侵入テスト用パソコン	Windows XP、Windows Vista、Windows 7 を搭載したパソコンであり、以下の侵入テスト用ツールを動作させる。
Zenmap+Nmap Ver.5.51	利用可能なネットワークサービスポートを検出するツール (Zenmap はポートスキャンツール Nmap の GUI を提供)。

Fiddler2 V2.3.4.3	Web ブラウザ（クライアント）と Web サーバ（MFD）間の通信を仲介し、その間の通信データの参照と変更を行うツール。Fiddler2 を使用することにより、Web ブラウザの制約を受けずに、任意のデータを Web サーバに送信することができる。
ContentsBridge Version 7.2.0	富士ゼロックス社製のパソコン用のプリントソフト

<侵入テストの実施項目>

懸念される脆弱性と対応する侵入テスト内容を表 7-5 に示す。

表7-5 侵入テスト概要

脆弱性	テスト概要
脆弱性①	<ul style="list-style-type: none"> ・NmapをTOEに対して実施し、オープンされているポートが悪用できないことを確認した。 ・Webブラウザ及びFiddler2を使用して、Webサーバ（TOE）に各種入力を行い、識別認証のバイパス、バッファオーバーフロー、各種インジェクション等の公知の脆弱性がないことを確認した。 ・暗号通信プロトコルに関して、クライアントとして使用するパソコンの設定を推奨されない値に変更しても、TOEが指定する暗号通信プロトコル以外は通信できないことを確認した。
脆弱性②	<ul style="list-style-type: none"> ・操作パネル、システム管理者クライアント（ApeosWare Device Setup）、一般利用者クライアント（ネットワークスキャナーユーティリティ、プリンタードライバ）より、規定外の文字長、文字コード、特殊キーを入力しても、エラーとなることを確認した。
脆弱性③	<ul style="list-style-type: none"> ・TOEが備える各種USBポートに対して、侵入テスト用クライアントを接続してTOEにアクセスを試みても、プリンターやファクス等の意図された機能以外の利用はできないことを確認した。
脆弱性④	<ul style="list-style-type: none"> ・NVRAMやSEEPROMを設定のされていない新品と交換しても、エラーとなりTOEが使用できないことを確認した。
脆弱性⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・親展ボックスの文書に対して、複数の利用者がアクセスしても、他で操作中の場合はアクセスが拒否されることを確認した。
脆弱性⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・電源投入直後のMFDの初期化処理中は、操作を受け付けないことを確認した。 ・MFDのシステムクロック用の電池が切れて時刻の表示が不能となった場合、高信頼タイムスタンプに関わるセキュリティ機能が誤った動作を行わないことを確認した。

c. 結果

評価者が実施した侵入テストでは、想定する攻撃能力を持つ攻撃者が悪用可能な脆弱性は確認されなかった。

7.4 評価構成について

本評価の前提となる TOE の構成条件を表 7-6 に示す。本 TOE のセキュリティ機能を有効にし、安全に使用するために、システム管理者は、これらの構成条件を満足するように、TOE を設定しなければならない。

表7-6 TOEの構成条件

項番	設定項目	設定値
1	ハードディスク蓄積データ 上書き消去機能	[1回]あるいは[3回]に設定
2	ハードディスク蓄積データ 暗号化機能	[有効]に設定
3	本体パネルからの認証時の パスワード使用機能	[有効]に設定
4	システム管理者認証失敗に よるアクセス拒否機能	[5]回に設定
5	SSL/TLS通信機能	[有効]に設定
6	IPsec通信機能	[有効]に設定
7	ユーザー認証機能	[本体認証]に設定
8	蓄積プリント機能	[プライベートプリントに保存]に設定
9	監査ログ機能	[有効]に設定
10	SNMPv3 通信機能	[有効]に設定
11	カスタマーエンジニア操作 制限機能	[有効]に設定
12	ユーザーパスワードの文字 数制限機能	[9]桁に設定
13	SNMPv3のパスワード文字 数	認証パスワードとプライバシー（暗号化） パスワードは、8文字以上に設定
14	電子メール機能	[無効]に設定
15	インターネットファクス機 能	[無効]に設定

7.5 評価結果

評価者は、評価報告書をもって本 TOE が CEM のワークユニットすべてを満たしていると判断した。

評価では以下について確認された。

- ・セキュリティ機能要件： コモンクライテリア パート 2 適合
- ・セキュリティ保証要件： コモンクライテリア パート 3 適合

評価の結果として、以下の保証コンポーネントについて「合格」判定がなされた。

- ・ EAL3 パッケージのすべての保証コンポーネント

評価の結果は、第 2 章に記述された識別に一致する TOE によって構成されたものみに適用される。

7.6 評価者コメント/勧告

消費者に喚起すべき評価者勧告は、特にない。

8 認証実施

認証機関は、評価の過程で評価機関より提出される各資料をもとに、以下の認証を実施した。

- ① 提出された証拠資料をサンプリングし、その内容を検査し、関連するワークユニットが評価報告書で示されたように評価されていること。
- ② 評価報告書に示された評価者の評価判断の根拠が妥当であること。
- ③ 評価報告書に示された評価者の評価方法が CEM に適合していること。

認証機関は、評価報告書において、問題点がないことを確認し、本認証報告書を発行した。

8.1 認証結果

提出された評価報告書、及び関連する評価証拠資料を検証した結果、認証機関は、本 TOE が CC パート 3 の EAL3 に対する保証要件を満たすものと判断する。

8.2 注意事項

本 TOE に興味のある調達者は、「1.1.3 免責事項」、「4.3 運用環境における TOE 範囲」及び「7.4 評価構成について」の記載内容を参照し、本 TOE の評価対象範囲や運用上の要求事項が、各自の想定する運用条件に合致しているかどうか注意が必要である。

特に、保守機能を有効化した場合、それ以降の運用での本 TOE のセキュリティ機能への影響については本評価の保証の範囲外となるため、保守の受け入れについては管理者の責任において判断されたい。

9 附属書

特になし。

10 セキュリティターゲット

本 TOE のセキュリティターゲット[12]は、本報告書とは別文書として以下のとおり本認証報告書とともに提供される。

富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズコントローラソフトウェア セキュリティターゲット, Version 1.0.3, 2011 年 11 月 23 日, 富士ゼロックス株式会社

11 用語

本報告書で使用された CC に関する略語を以下に示す。

CC	Common Criteria for Information Technology Security Evaluation (セキュリティ評価基準)
CEM	Common Methodology for Information Technology Security Evaluation (セキュリティ評価方法)
EAL	Evaluation Assurance Level (評価保証レベル)
PP	Protection Profile (プロテクションプロファイル)
ST	Security Target (セキュリティターゲット)
TOE	Target of Evaluation (評価対象)
TSF	TOE Security Functionality (TOEセキュリティ機能)

本報告書で使用された TOE に関する略語を以下に示す。

ADF	Auto Document Feeder (自動原稿送り装置)
CWIS	センターウェアインターネットサービスの略。利用者が、利用者クライアントのWebブラウザから、文書データの取り出し、印刷、TOEの状態確認/設定変更ができるサービス
IIT	Image Input Terminal (画像入力ターミナル)
IOT	Image Output Terminal (画像出力ターミナル)
MFD	Multi Function Device (デジタル複合機)
NVRAM	Non Volatile Random Access Memory (不揮発性ランダムアクセスメモリ)
SA	System Administratorの略。SAは、一部の管理機能が使用可能である。SAの役割は、利用組織の必要に応じて、機械管理者が設定する。「システム管理者」の説明参照
SEEPROM	Serial Electronically Erasable and Programmable Read Only Memory (シリアルバスに接続された電氣的に書き換え可能なROM)

本報告書で使用された用語の定義を以下に示す。

ApeosWare Device Setup	機械管理者が、システム管理者クライアントからMFDの設定管理をするためのソフトウェア
IDEバス	MFDのコントローラボードと内蔵ハードディスク装置の間でデータを送受信するためのデータ通信路
暗号鍵	文書データを暗号化/復号する時に、このデータを使用する。
一般利用者	TOEが提供するコピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能等の基本機能の使用を許可された利用者
インターネットファクス機能	公衆電話回線網を使用することなく、インターネットを経由してファクスの送受信を行う機能
カスタマーエンジニア	MFDの保守/修理を行うエンジニア

機械管理者	すべての管理機能が使用可能なシステム管理者。「システム管理者」の説明参照
コピー機能	一般利用者がMFDの操作パネルから指示をして、IITから原稿を読み取り、IOTから印刷する機能
システム管理者	TOEのセキュリティ機能の設定や、その他機器設定を行うための特別な権限を持つ管理者。機械管理者とSA(System Administrator)の総称。
親展ボックス	文書データを蓄積するためにMFDの内部ハードディスク装置に作成される論理的なボックス。スキャナー機能やファクス受信により読み込まれた文書データを登録ユーザー別や送信元別に蓄積できる。
スキャナー機能	一般利用者がMFDの操作パネルから指示して、IITから原稿を読み込み、MFD内部の親展ボックスに蓄積する機能。蓄積された文書データは、ネットワークスキャナーユーティリティやWebブラウザから取り出す。
セキュリティ監査ログデータ	障害や構成変更、ユーザー操作など、デバイス内で発生した重要な事象を時系列に記録したもの
操作パネル	MFDの操作に必要なボタン、ランプ、タッチパネルディスプレイが配置されたパネル
ダイレクトファクス機能	一般利用者が、一般利用者クライアントから文書データをMFDに送り、紙に印刷することなく、公衆電話回線網を使用してファクス送信する機能
蓄積プリント	印刷データを一時的にMFDの内部ハードディスク装置に蓄積し、一般利用者が操作パネルから印刷指示をした時に印刷を行う。「プリンター機能」の説明参照
通常プリント	印刷データをMFDが受信するとすぐに印刷を行う。「プリンター機能」の説明参照
TOE設定データ	TOEの動作に影響を与える可能性のあるデータ
ネットワークスキャナー機能	一般利用者が、MFDの操作パネルから指示して、IITから原稿を読み込み、MFDの設定情報に従って自動的にFTPサーバ、SMBサーバ、Mailサーバに送信する機能
ネットワークスキャナーユーティリティファクス機能	MFD内の親展ボックスに保存されている文書データを、一般利用者クライアントから取り出すためのソフトウェアファクス送受信を行う機能。ファクス送信は、操作パネルからの一般利用者の指示に従い、IITから原稿を読み込み、公衆電話回線網を経由して、接続された相手機に文書データを送信する。ファクス受信は、公衆電話回線網により接続された相手機から送られた文書データを受信し、IOTから印刷を行う。
ファクスドライバ	印刷と同じ操作で、一般利用者クライアント上からMFDへ文書データを送信し、直接ファクス送信する（ダイレクトファクス機能）ためのソフトウェア
プリンター機能	一般利用者が、印刷データを一般利用者クライアントからMFDへ送信して、IOTから印刷を行う機能。プリンター機能には、「通常プリント」と「蓄積プリント」がある。本評価では、蓄積プリントだけが評価の対象である。
プリンタードライバ	一般利用者クライアント上の文書データを、MFDが解釈可能なページ記述言語で構成された印刷データに変換するソフトウェア

文書データ

MFDのコピー機能、プリンター機能、スキャナー機能、ファクス機能が処理する文字や画像の情報を含むデータを総称して文書データとよぶ。

12 参照

- [1] ITセキュリティ評価及び認証制度の基本規程, 平成23年2月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCS-01
- [2] ITセキュリティ認証申請手続等に関する規程, 平成23年2月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCM-02
- [3] ITセキュリティ評価機関承認申請手続等に関する規程, 平成23年2月, 独立行政法人情報処理推進機構, CCM-03
- [4] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part1: Introduction and general model, Version 3.1 Revision 3, July 2009, CCMB-2009-07-001
- [5] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part2: Security functional components, Version 3.1 Revision 3, July 2009, CCMB-2009-07-002
- [6] Common Criteria for Information Technology Security Evaluation Part3: Security assurance components, Version 3.1 Revision 3, July 2009, CCMB-2009-07-003
- [7] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート1: 概説と一般モデル, バージョン3.1 改訂第3版, 2009年7月, CCMB-2009-07-001, (平成21年12月, 翻訳第1.0版)
- [8] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート2: セキュリティ機能コンポーネント, バージョン3.1 改訂第3版, 2009年7月, CCMB-2009-07-002, (平成21年12月, 翻訳第1.0版)
- [9] 情報技術セキュリティ評価のためのコモンクライテリア パート3: セキュリティ保証コンポーネント, バージョン3.1 改訂第3版, 2009年7月, CCMB-2009-07-003, (平成21年12月, 翻訳第1.0版)
- [10] Common Methodology for Information Technology Security Evaluation : Evaluation methodology, Version 3.1 Revision 3, July 2009, CCMB-2009-07-004
- [11] 情報技術セキュリティ評価のための共通方法: 評価方法, バージョン3.1 改訂第3版, 2009年7月, CCMB-2009-07-004, (平成21年12月, 翻訳第1.0版)
- [12] 富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズコントローラソフトウェア セキュリティターゲット, Version 1.0.3, 2011年11月23日, 富士ゼロックス株式会社
- [13] 富士ゼロックス DocuCentre-IV C2263 シリーズコントローラソフトウェア 評価報告書, 第1.3版, 2012年2月15日, 一般社団法人ITセキュリティセンター 評価部